



平成 20 年 3 月 18 日

各 位

会 社 名 東京建物株式会社
代 表 者 取締役社長 畑中 誠
コード番号 8804 東証第 1 部
問 合 せ 先 広報 IR 室長 本吉 邦之
(TEL (03) 3274-1984)

内部統制基本方針の一部改訂に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制基本方針につき、コンプライアンス委員会の新設に伴う内容修正や反社会的勢力排除に関する事項の新設など、一部改訂を決議いたしましたのでお知らせします。当社は今後とも、コンプライアンス体制の一層の強化を図ってまいります。

尚、詳細は下記の通りです。

記

<改訂の内容> (下線部分が今回の変更箇所)

変更前	変更後
当社は、企業理念に「信頼を未来へ」を掲げ、お客様の信頼に応えることを全役職員の行動の基本とするとともに、以下の通り、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備し、その徹底・浸透を図る。 1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制 (1) コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンス部を統括し、コンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。 (2) 役職員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合、速やかにコンプライアンス部に報告する。報告・通報を受けたコンプライアンス部はその内容を調査し解決を図るとともに、再発防止策を担当部門等と協議の上決定し、全社的に再発防止策の実施を指導する。 (3) コンプライアンス部および監査役は常時連絡し、全社のコンプライアンス体制の問題およびコンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。また、コンプライアンス部および監査役、会計監査人は定期的に会合を持ち、情報の交換を行う。	当社は、企業理念に「信頼を未来へ」を掲げ、お客様の信頼に応えることを全役職員の行動の基本とするとともに、以下の通り、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備し、その徹底・浸透を図る。 1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制 (1) 役職員は、<u>コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンスに徹して誠実に業務を遂行する。</u> (2) <u>コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。</u> (3) 役職員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合、速やかにコンプライアンス委員会に通報するものとし、<u>通報を受けたコンプライアンス委員会は、直ちに当該問題の事実関係につき調査の上、是正措置及び再発防止措置を講じるものとする。</u> (4) <u>コンプライアンス委員会は、必要に応じ、コンプライアンス体制の構築、運用状況、改善等について取締役会、監査役会に報告する。</u>

変更前	変更後
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項 当社は、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）、その他重要な情報について、文書管理規程および情報管理規程に基づき、定められた期間、所定の保管場所に保管する。 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (1) リスク管理体制の基本を定めるリスク管理規程に基づき、リスクを管理する各担当部署においてリスクを継続的に監視するほか、企画部がリスク管理の統括部署として、全社のリスクを総括的に管理する。 (2) 企画部は、想定されるリスクに応じた、適切な情報伝達と緊急体制を整備する。 (3) リスク管理規程に基づき設置されたリスク管理委員会は、リスク管理体制の整備方針を策定するとともに、施策の妥当性に関する検証を行い、また、有事の際は、その対応を統括する。 (4) コンプライアンス部は、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施し、その調査結果を定期的にコンプライアンス担当取締役、代表取締役、監査役ならびに企画部に報告する。 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (1) 組織規程及び職務権限規程に基づき、各部門の業務及びその権限を明確にし、取締役の職務の効率性確保に努める。 (2) 取締役は、取締役会において決定した中期経営計画に基づき、効率的な業務遂行体制を構築する。また、経営資源の適正な配分等を考慮の上、年度毎に事業計画及び利益計画を策定し、取締役会で決定する。 (3) 取締役会は、定期的に各部門の目標達成状況の報告を受け、必要に応じて目標を修正し、業務遂行体制の効率化に向けた改善策を決定する。	(5) <u>当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。また、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、総務部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携し対応する。</u> 2. 同左 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) <u>内部監査室</u>は、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施し、その調査結果を定期的に<u>内部監査室</u>担当取締役、代表取締役、監査役並びに企画部に報告する。 4. 同左

変更前	変更後
5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制 (1) 当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社企画部およびコンプライアンス部は、グループ各社全体の内部統制に関する担当部署として、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。 (2) 当社コンプライアンス部は、グループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社のコンプライアンス担当取締役、代表取締役、監査役、企画部および各グループ会社の社長に報告し、当社企画部およびコンプライアンス部は必要に応じて、内部統制に係る改善策の指導、実施の支援・助言を行う。 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制 監査役会の要請により、監査役スタッフとして、監査職務を円滑に遂行するために必要な人員を配置する。監査役より監査業務に必要な命令を受けたスタッフは、その命令に関して、取締役、コンプライアンス部長等の指揮命令を受けないこととする。 7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査が実効的に行われることを確保するための体制 (1) 取締役会および重要な経営会議については、監査役の出席を確保し、また、取締役およびコンプライアンス部は、会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項、内部監査状況、不正行為等の通報状況およびその内容、コンプライアンス上重要な事項等について、速やかに監査役に報告する。 (2) 当社は、監査役が、会計監査人、取締役、各部署から定期的に報告を受け、また各々と随時意見交換を行うことができる体制を整備する。	5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制 (1) 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社<u>企画部</u>は、グループ各社全体の内部統制に関する担当部署として、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。 (2) 当社<u>内部監査室</u>は、グループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社の<u>内部監査室</u>担当取締役、代表取締役、監査役、企画部及び各グループ会社の社長に報告し、当社<u>企画部</u>は必要に応じて、内部統制に係る改善策の指導、実施の支援・助言を行う。 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制 監査役会の要請により、監査役スタッフとして、監査職務を円滑に遂行するために必要な人員を配置する。監査役より監査業務に必要な命令を受けたスタッフは、その命令に関して、取締役、<u>内部監査室長</u>等の指揮命令を受けないこととする。 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査が実効的に行われることを確保するための体制 (1) 取締役会及び重要な経営会議については、監査役の出席を確保し、また、取締役及び<u>内部監査室</u>は、会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項、内部監査状況、不正行為等の通報状況及びその内容について、<u>コンプライアンス委員会</u>は、コンプライアンス上重要な事項について、<u>それぞれ速やかに</u>監査役に報告する。 (2) 同左

以上